

横浜市 川井幸生氏

「所有者不明土地等への課税手順とその実践例」の要約

川井氏の論文では、所有者不明土地等の相続人への賦課手続の原則を述べ、死亡者課税の実践例ならびに相続人不存在の場合の実践例について述べている。

第1章で、所有者不明土地等の増加理由と自治体の課題について、「相続したにもかかわらず相続登記を行わず、さらに現に所有する者の届出も行わず、権利は行使するが、義務を履行しない相続人に対してどのように賦課し徴収するかが、長年の市町村の課題であり、その対応が後手に回り所有者不明土地等が増加したと考えられる」と述べている。

第2章では、相続人への固定資産税の賦課手続の原則を述べている。賦課期日前に所有者が死亡している場合は、現に所有する者に賦課される。死亡者に対する課税は無効であり、相続人に賦課することを求められる。相続人特定の手続きは以下のとおりである。

①死亡した被相続人の死亡時の住民票を取得し、本籍地を確認する。②被相続人の本籍地から戸籍謄本を取得し、転入戸籍・転籍の有無・出生地・父母の氏名・子の氏名及び転出戸籍を確認。③転入前戸籍・転籍前戸籍・子の転出先戸籍および戸籍の附票を取得。④父母の戸籍を取得し被相続人がその戸籍で出生していること父母が死亡していることを確認。⑤父母の戸籍から祖父母の戸籍を取得する。⑥子の戸籍の附票から住民票を取得。⑦上記戸籍・住民票をもとに「相続関係図」を作成し法定相続人を確定する。⑧被相続人死亡後3か月経過後に、家庭裁判所に相続人全員の戸籍謄本コピー・住民票のコピーを添付した「相続放棄の申述」の照会書を送付し、相続放棄の有無を確認する。⑨家庭裁判所への相続放棄の申述がないことが確認できれば、法定相続人確定する。⑩家庭裁判所への相続放棄の申述者がいる場合は、残りの相続人が法定相続人となる。⑪全員が相続放棄している場合は、後順位の相続人が相続放棄しているかを調査する。⑫父母、兄弟、甥姪まで相続放棄している場合は、相続人不存在となる。

第3章では、固定資産税担当だけに任せるのではなく、滞納処分を要する相続人を特定する調査は収納担当が行った後、固定資産税担当が賦課替えを行い、滞納処分が大きく進んだという、連携による死亡者課税の成功例を提示した。

第4章では、相続人不存在の場合の実践例として、家事予納金なしの相続財産管財人の成功事例を紹介した。

さいごに、川井氏は第5章で、「民間金融機関が債権回収のために相続人に対して行っている手続に比べて、租税債権者である市町村が相続人に対して行うべき租税徴収手続が徹底できず、所有者不明土地等を生み出した一因となったことは、税の徴収に関わった者としてまことに遺憾である。国、市町村を挙げて取り組んでいる所有者不明土地や空家住宅の対策は、地方を知る総務省が要であり、土地・建物及びその所有者に関する税情報の把握と、その情報を取り扱う税務職員の不断の努力と協力が必要不可欠と考える」と述べている。